

いじめ防止基本方針

安中市立松井田北中学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態には、以下のようなものがある。

- ① 理由もなくいじわるなことをされる。
- ② 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ③ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ④ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑥ 金品をたかられる。
- ⑦ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑧ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑨ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 基本的な認識

「いじめ問題」とはどのようなものであるかを教職員が十分に認識し、学校生活のみならず放課後や登下校時においても「未然防止」と「早期発見」に取り組む。

いじめが認知された場合は、「早期対応」に取り組み「早期解決」を図る。

教職員は、以下の点について基本的な認識を持ち、いじめ防止・解決に向けて、学校全体で取り組む。

- (1) いじめはどの生徒にどの学級にも起こり得る問題である。
- (2) いじめは学校における人権教育の中で重大な人権侵害であり、人として決して許されない問題である。
- (3) 大人には気づきにくい問題であることを認識し、「早期発見」・「早期対応」に努めることが解決を図る最も大切なことである。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。いじめる側に問題があるという認識を持つ。
- (5) いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

- (7) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ防止等のための組織等

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、その組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(1) いじめ対策委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー

(2) いじめ対策委員会の役割

- ① いじめ防止基本方針の策定と見直し
- ② いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組
- ③ 年間計画の企画と実施
- ④ 保護者、地域、関係機関との連携

4 いじめ防止等に向けた取組

(1) 学校の取組

「いじめを起こさない学校づくり」を全教職員の共通の理念とする。

そのために、以下に掲げる取り組みを全教職員で実践し、いじめのない学校を目指す。

- ① 生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校全体でいじめ防止に取り組む。
- ② いじめに向かわない態度・能力を育成するために、互いを認め合い尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、生徒に自己有用感や自己肯定感を育むような生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開する。
- ③ いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はあってはならないことである。全教職員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって生徒の指導にあたるようにする。
- ④ 道徳教育や体験活動等の充実を図り、豊かな心を育むことを通して、いじめの防止に努める。
- ⑤ 生徒自らがいじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるよう、生徒会活動等の自治活動を充実させる。
- ⑥ 「いじめ防止基本方針」を生徒、保護者、地域等に公表し、いじめ根絶のために学校が組織的に取り組むことを伝える。
- ⑦ 「いじめ防止基本方針」を基に、総合的ないじめ防止のための年間計画を作成し、いじめ防止に向けて計画的な取組を行う。
- ⑧ インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策のために、法教育や情報モラル教育を積極的に行う。
- ⑨ いじめの防止等の校内研修を企画・実施する。
- ⑩ 生徒も教職員も共通していじめは絶対に許さないという意識を強くもつ。

(2) 家庭の取組

保護者に対して、「細野がめざす『すばらしい親』30項目」を踏まえて、家庭教育を行われるように周知する。これを土台として、特に、いじめに関しては、保護者に対しても、生徒がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導、その他必要な指導を行うように、いじめ防止に向けて以下のような依頼をする。

- ① 規則正しい生活を送らせる。
- ② 家庭内でも、「あいさつ」を積極的に交わして、きちんと「返事」をする習慣を身に付けさせる。
- ③ 保護者は、学校からの便り・通信には必ず目を通し、生徒からは、学校での出来事を聞く時間を確保する。
- ④ 学校行事、PTA活動に積極的に参加し、生徒の活動の様子を見る。
- ⑤ 他との比較ではなく、生徒の良い面や頑張ったことをたくさんほめる。
- ⑥ 生徒の将来の進路について、たくさん話し合いをする。
- ⑦ 叱るときは、感情的にならず、生徒に叱る理由をしっかりと伝える。
- ⑧ ニュースなどで報道される生徒と同世代の出来事について、子供の考え、親の考えを積極的に伝え合う。
- ⑨ 携帯電話、スマートフォン、ゲーム機、PC等は、インターネットにつながる端末であることを理解させ、その利便性と危険性を知らせる。
- ⑩ 生徒に関して心配なことがあるときは、一人であるいは家庭内で悩まず、積極的に学校に連絡・相談する。
- ⑪ 我が子にキズやアザができていたり、金銭の使い方に変化があったりする様子が見られたときは、躊躇なく学校に連絡する。

5 いじめの対処に関する方針

(1) 組織対応の基本的な考え

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるとの前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことを大原則とする。

- ① いじめ問題はチームで対応することを原則とする。
- ② いじめ対策に同一歩調で取り組む組織やルールを作る。
- ③ いじめの早期発見等への手だてを組織的に行い、早期対応が図れるようにする。
- ④ 各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
- ⑤ 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。

※問題解決までの過程とは、以下のような流れである。

「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」

- ⑥ 時系列に沿って、経過の記録を残す。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努める。
- ② いじめの早期発見のために、定期的な調査を実施する。(月1回の学校生活アンケートの実施)
- ③ いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知

能力の向上に努める。

- ④ 生徒たちに関わるすべての教職員間で情報を共有するとともに、保護者とも連携し情報の収集に努める。

(3) いじめの早期対応

- ① いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行う。
- ② いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- ③ いじめの再発を防止するために、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

(4) 関係機関・保護者との連携等

- ① いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、警察と連携し対処する。特に、生徒の身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、援助を要請する。
- ② 生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの有無等を確認し、その結果を教育委員会に報告する。
- ③ いじめを確認したときは、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で、争いが起こらないよう配慮する。
- ⑤ 校長及び教員は、いじめを行っている生徒に対して、教育上必要があると認めるときには、適切に懲戒を加える場合がある。

6 重大事態への対処

生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、長期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 取組の評価・検証

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめ防止に向けた取組に関すること。
- (2) いじめの対処に関すること。